

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法									
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法									
						ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容				(2)(1)でケに○をした場合、その内容							
該当団体	19	19	19	19	15	0	15	15	5	18	17	14	0	0	4	4	16	14	1	0	1	0	5	5		
滋賀県	大津市	大津市教育委員会学校教育課	077-528-2967	otsu2402@city.otsu.lg.jp	http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/gakushu/1483592587787.html		○	○	○	○	○					○	前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送した。	○	○					○	・各学校で制度案内を配付後、希望者に各支所から申請書を配布。 ・前年度に申請のあった保護者に対して、申請書を郵送。	
滋賀県	彦根市	彦根市教育委員会事務局 教育部 学校教育課	0749-24-7973	gakkyou@mx.hikone.ed.jp	http://www.city.hikone.shiga.jp/0000003738.html		○	○		○	○							○								
滋賀県	長浜市	教育委員会事務局すこやか教育推進課	07-4965-8606	sukoyaka@city.nagahama.lg.jp	https://www.city.nagahama.lg.jp/category/7-3-2-0-0.html		○	○		○	○							○	○							
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市教育委員会事務局 学校教育課	0748-36-5531	040400@city.omihachiman.lg.jp	http://www.city.omihachiman.shiga.jp/		○	○		○	○							○	○						申請書は、市のホームページからダウンロード可	
滋賀県	草津市	学校教育課	077-561-2421	gakkyo@city.kusatsu.lg.jp	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/		○	○		○	○					○	学校の担当職員に説明会を実施	○	○							
滋賀県	守山市	学校教育課	077-582-1141	gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp			○	○		○	○														・前年度受給者に対し、市教育委員会から申請書を郵送。 ・市ホームページにダウンロード用申請書を掲載。 ・市教育委員会窓口にも申請書を設置し、希望者に配布。	
滋賀県	栗東市	栗東市教育委員会事務局 学校教育課	077-551-0130	gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp	http://www.city.ritto.lg.jp/kurashi/kosodate/3943.html		○	○		○	○							○	○							
滋賀県	甲賀市	教育委員会事務局 学校教育課	0748-86-8019	koka30101200@city.koka.lg.jp	http://www.city.koka.lg.jp/4752.htm		○			○	○							○	○							
滋賀県	野洲市	野洲市教育委員会学校教育課	077-587-6017	kyoiku@city.yasu.lg.jp	http://www.city.yasu.lg.jp/		○	○		○	○							○	○							
滋賀県	湖南市	湖南市教育委員会事務局 学校教育課 学事係	0748-77-7011	gakuji@city.shiga-konan.lg.jp	http://www.city.konan.shiga.jp/				○	○	○							○	○							
滋賀県	高島市	教育委員会事務局 教育指導部 学校教育課	0740-32-4473	kyoiku@city.takashima.lg.jp	http://www.city.takashima.lg.jp/					○	○					○	例年4月1日頃～当初申請締切日の期間に市ホームページに掲載。(期間以外は公開していません)	○	○						○	当初申請期間中のみ、ホームページで申請書を掲載。
滋賀県	東近江市	東近江市教育委員会事務局 教育総務課	0748-24-5670	kyoiku@city.higashiomi.lg.jp	http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000005673.html		○	○	○	○	○							○	○							
滋賀県	米原市	教育委員会事務局 教育総務課	0749-55-8107	kyoikusomu@city.maibara.lg.jp	http://www.city.maibara.lg.jp/		○	○		○	○									○						市公式ウェブサイトからダウンロード
滋賀県	日野町	日野町教育委員会事務局 学校教育課	0748-52-6564	kik-gako@town.shiga-hino.lg.jp	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/		○	○				○					町作成「子育てガイドブック」冊子に掲載									○
滋賀県	竜王町	教育総務課	0748-58-3710	kyoikusomu@town.ryuoh.shiga.jp				○	○	○								○	○							
滋賀県	愛荘町	教育振興課	0749-37-8056	shomu@town.aisho.lg.jp	http://www.town.aisho.shiga.jp/		○		○	○	○															
滋賀県	豊郷町	豊郷町教育委員会事務局 学校教育課	0749-35-8131	kyo-i@town.toyosato.shiga.jp				○		○	○															
滋賀県	甲良町	教育委員会事務局 学校教育課	0749-38-5070	kyoui@town.koura.lg.jp			○	○		○	○							○	○							
滋賀県	多賀町	多賀町教育委員会事務局 学校教育課	0749-48-8123	g-ed@town.taga.lg.jp	http://www.tagatown.jp/content/view/233/144/		○	○		○	○							○	○							

		II 平成29年度準要保護認定基準																											
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)で、タ又は子に○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率	
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、退学、休学等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)
該当団体	19	17	17	14	13	14	17	9	3	11	10	7	1	4	9	12	3	4	0	3	19	19	19	19	0	0	3	2	19
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○				1.2	課税所得	3年前の年度	306					25%未満
滋賀県	彦根市						○									○					1.2	課税所得	3年前の年度	330					15%未満
滋賀県	長浜市	○	○									○					○				1.3	課税所得	前年度	283					15%未満
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2	課税所得	前年度	240					15%未満
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2	課税所得	前年度	340					10%未満
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○					1.2	総所得(税引き前)	前年度	273					10%未満
滋賀県	栗東市	○														○					1.2	総所得(税引き前)	当該年度	275					10%未満
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.5	課税所得	前年度	337			保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者		10%未満
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.2	総所得(税引き前)	前年度	295					10%未満
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					1.2	総所得(税引き前)	前年度	260					15%未満
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○						1.2	課税所得	その他	300				【基準額の時期】平成24年12月末日現在において摘要されている生活保護基準額	15%未満
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2	課税所得	前年度	288					15%未満
滋賀県	米原市	○	○				○												○	○	1.3	課税所得	その他	301			当該年度において、世帯員の疾病等もしくは家庭事情の著しい変動等により当該世帯の収入が著しく減ったときまたは支出が著しく増えたとき等で教育委員会が奨励費を給付する必要があると認めるもの	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	1.2	課税所得	当該年度	279			教育委員会が奨励費の給付が特に必要と認める者		15%未満
滋賀県	竜王町	○	○	○		○	○	○		○	○			○	○						1.2	課税所得	前年度	259					5%未満
滋賀県	愛荘町		○				○														1.2	課税所得	前年度	300					15%未満
滋賀県	豊郷町	○	○	○	○	○	○														1.2	課税所得	前年度	363					20%未満
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○									○					1.2	総所得(税引き前)	当該年度	325					20%未満
滋賀県	多賀町	○	○	○	○	○	○							○							1.3	課税所得	当該年度	175					15%未満

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	
該当団体	19	0	0	0	4	5	4	16	16	0	0	0	0	4	4	4	16	15	0	5	5	0	1	1	1	1	0	0	5	5	0	14	14	14	1	0	0	12
滋賀県	大津市						○	15,120									○	20,460		○	29,054											○	21,490	21,030				学用品費:1年生(年額12,960円)
滋賀県	彦根市						○	11,420									○	40,600														○	21,490	17,117				支給平均額については平成28年度実績より算出
滋賀県	長浜市						○	15,220									○	40,600											○	22,000								・支給平均額は平成29年度予算計上単価による。 ・学用品費は学用品費、通学用品費および校外活動費(宿泊を伴わないもの)の合計である。 ・学用品費は、2～6年生の額を計上した(1年生は12,990円)。
滋賀県	近江八幡市			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600								○	39,290	0							○	21,490	21,490				・通学費は実績がないため0とする。
滋賀県	草津市						○	11,420									○	40,600														○	21,000					支給平均額は平成29年度予算
滋賀県	守山市						○	11,420									○	40,600														○	21,490	21,490				
滋賀県	栗東市						○	11,420									○	20,470														○	22,114					実費はH28年度実績
滋賀県	甲賀市						○	11,420									○	40,600		○	12,873										○	21,490	19,254				平均支給額は平成28年度実績	
滋賀県	野洲市						○	11,420									○	40,600		○	0										○	20,600					・修学旅行費の支給平均額は予算計上単価 ・通学費は、支給額・予算額・実績額ともに0円	
滋賀県	湖南市						○	11,420									○	40,600													○	21,490	21,490					
滋賀県	高島市						○	11,420									○	20,470													○	21,490	17,433				支給平均額については、平成28年度の実績額に基づく。	
滋賀県	東近江市						○	11,420									○	40,600		○	45,000										○	21,490	21,490				支給平均額については、平成29年度予算に計上した単価。	
滋賀県	米原市						○	11,420									○	40,600													○	21,490	17,728				・平均支給額は、平成28年度実績	
滋賀県	日野町						○	11,420									○	40,600													○	21,490	15,577					
滋賀県	竜王町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470					○	13,200										○	21,190	21,190				支給平均額が0の費目は平成29年度予算に計上なし。	
滋賀県	愛荘町						○	11,100									○	40,600													○	20,600	20,600					
滋賀県	豊郷町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	12,000	12,000					
滋賀県	甲良町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490					
滋賀県	多賀町						○	11,420									○	40,600													○	17,795						

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																		
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額		その他		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額
該当団体	19	0	0	0	4	4	4	16	15	0	0	0	0	4	4	4	16	15	0	6	6	0	1	1	1	1	0	0	5	5	0	14	14	14	1	0	0	12
滋賀県	大津市						○	26,760									○	23,550		○	72,841									○	57,590	55,563				・学用品費・1年生(年額24,480円)		
滋賀県	彦根市						○	22,320									○	47,400												○	57,590	56,673				支給平均額については平成28年度実績より算出		
滋賀県	長浜市						○	26,820									○	47,400												○	70,000					・支給平均額は平成29年度予算計上単価による。 ・学用品費は学用品費、通学用品費および校外活動費(宿泊を伴わないもの)の合計である。 ・学用品費は、2～3年生の額を計上した(1年生は24,590円)。		
滋賀県	近江八幡市			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400							○	79,410	0							○	57,590	57,590				・通学費は実績がないため0とする。	
滋賀県	草津市						○	22,320									○	47,400												○	63,000					支給平均額は平成29年度予算		
滋賀県	守山市						○	22,320									○	47,400												○	57,590	57,590						
滋賀県	栗東市						○	22,320									○	23,550		○	23,557									○	63,476					実費はH28年度実績		
滋賀県	甲賀市						○	22,320									○	47,400		○	27,051									○	57,590	57,516				平均支給額は平成28年度実績		
滋賀県	野洲市						○	22,320									○	47,400		○	0									○	65,000					・通学費は、支給額・予算額・実績額ともに0円		
滋賀県	湖南市						○	22,320									○	47,400												○	57,590	57,590						
滋賀県	高島市						○	22,320									○	23,550												○	57,590	56,768				・支給平均額については、平成28年度の実績額に基づく。 ・通学費は実績なし。		
滋賀県	東近江市						○	22,320									○	47,400		○	0									○	57,590	57,590				支給平均額については、平成29年度予算に計上した単価。		
滋賀県	米原市						○	22,320									○	47,400												○	57,590	57,590				・平均支給額は、平成28年度実績		
滋賀県	日野町						○	22,320									○	47,400												○	57,590	52,646						
滋賀県	竜王町			○	22,320	22,320							○	20,470	20,470					○	0									○	57,290	57,290				支給平均額が0の費目は、平成29年度予算に計上なし。		
滋賀県	愛荘町						○	21,700									○	47,400												○	55,900	55,900						
滋賀県	豊郷町			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400															○	50,000	50,000						
滋賀県	甲良町			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400															○	57,590	57,590						
滋賀県	多賀町						○	22,320									○	47,400												○	57,590							

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特に取組を行っている(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	19	16	3	3	0
滋賀県	大津市		○	全小中学校で、制服等のリユースについて、各学校が行っている取組の推進をするよう、学校長に依頼をした。	
滋賀県	彦根市	○			
滋賀県	長浜市	○			
滋賀県	近江八幡市	○			
滋賀県	草津市	○			
滋賀県	守山市	○			
滋賀県	栗東市	○			
滋賀県	甲賀市	○			
滋賀県	野洲市	○			
滋賀県	湖南市	○			
滋賀県	高島市	○			
滋賀県	東近江市	○			
滋賀県	米原市	○			
滋賀県	日野町		○	希望する生徒への制服のリサイクル箇所	
滋賀県	竜王町	○			
滋賀県	愛荘町	○			
滋賀県	豊郷町	○			
滋賀県	甲良町	○			
滋賀県	多賀町		○	通学カバン・ヘルメットの現物支給	